

(H28.4.28 甲府地裁刑事部・甲府家裁総務課)

裁判員経験者と法曹三者の意見交換会議事録

日時 平成28年3月8日 午後2時00分～午後4時00分
場所 甲府地方裁判所裁判員候補者待合室
参加者 裁判員経験者 8名
裁判官 烏田真人
検察官 山下聡子
弁護士 山際誠
司会者 菱田泰信（甲府地裁刑事部部総括判事）
概要 下記のとおり

記

(司会者)

それでは、始めさせていただきます。皆さん、本日はお忙しいところ裁判員経験者意見交換会にお集まりいただき、ありがとうございます。私は、甲府地裁刑事部の菱田です。本日お集まりいただいた方々に裁判員裁判を担当していただいたのは去年の6月から12月までの間であり、私もそれぞれの事件で裁判長として参加しました。本日は、裁判員経験者の皆さんから忌憚のない御意見を頂戴し、よりよい裁判員裁判になるように裁判官、検察官、弁護士それぞれが勉強させていただこうと思っておりますので、よろしく申し上げます。それでは、まず裁判官、検察官、弁護士それぞれ1名出席してもらっておりますので、簡単に自己紹介をしてもらいたいと思います。では、裁判官、検察官、弁護士の順で申し上げます。

(裁判官)

甲府地方裁判所の烏田でございます。私は、今回対象となっている事件につきましては、いずれも右陪席裁判官として関与させていただきました。本日は、皆様の率直な御意見をお伺いできたらと思っております。よろしくお願いたします。

(検察官)

検察官の山下といいます。私は、去年の4月に甲府地検に赴任しまして、今回対象となっている裁判員裁判のうち1件を担当しております。今日は、裁判員の皆様の感想、意見等をお聞きして、今後よりよい立証ができるように検察庁に持ち帰って生かしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(弁護士)

弁護士の山際と申します。よろしくお願いいたします。私は、今回対象となっている事件1件について弁護人として参加させていただきました。このような皆さんの率直な御意見をお聞きする場はなかなかなくて、大変貴重な機会だと思って今日参加させていただきました。皆さんの御意見を弁護士会のほうにもフィードバックさせていただいて、今後弁護士活動にも生かせるよう今日は積極的に参加させていただきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

(司会者)

では次に、皆さんが担当された事件について簡単に紹介させていただきます。

まず、1番さんが担当されたのは強盗致傷の否認事件でした。窃盗の犯行現場から逃げるために被害者二人を自動車でひいたりするなどしてけがを負わせたもので、被告人は窃盗していない、人がいることはわからなかったとして全面的に否認していました。公判の審理は、被害者、目撃者、共犯者の話を聞き、実際に自動車との位置関係を確認するために検証を行いました。選任から判決までは、当初13日間を予定していましたが、評議が順調に進んだこともあって、10日間で終わりました。

3番さんと4番さんが担当されたのは、現住建造物等放火未遂の自白事件でした。被告人が複数の放火をしたという事件で、火災の専門家から火災の状況や危険性について、被害者の大家さんからは被害状況等について直接話を聞きました。これは、選任から判決まで6日間かかりました。

5番さんが担当されたのは、傷害致死の否認事件でした。被告人が被害者を殴打したり、刃器様のもので切りつけたりして被害者を死亡させたというもので、被告人は被害者に対して暴力は振るったが、被害者の同意があったとし、また刃器様の

もので切りつけることなど一部の暴行についてはしていないという形で全面的に否認していた事件でした。警察官から現場の状況について、被害者の御遺体を解剖した医師から死因や御遺体の損傷状況について、直接話を聞きました。この事件では、御遺体の写真等も調べる必要があるということで一部をマスクングしたり、白黒写真にしたりするなどして工夫をした上で御遺体の写真を調べました。この事件は、選任から判決まで9日間かかった事件でした。

6番さんと7番さんが担当されたのは、現住建造物等放火の自白事件でした。被告人が交際相手の部屋に火をつけたというものでした。もとの交際相手の方から当時の状況や被害感情について、また被告人はある病気だったのですが、被告人の主治医からその症状や治療方針などについて話を聞きました。この事件は、選任から判決まで6日間かかりました。

8番さんと9番さんが担当されたのは、強盗致傷などの自白事件でした。万引きをした被告人が追いかけてきた店員を車で引きずって、けがを負わせたというものでした。被害者から当時の状況や被害感情について、また被告人はある病気だったのですが、現在治療している主治医からその症状や治療方針等について話を聞きました。この事件は、選任から判決まで5日間かかりました。

事件の紹介は以上となります。では続いて、話題事項について入っていきたいと思います。

まず裁判員をしてみても感想ということをお聞きしていきたいと思います。裁判員を経験しての全体的な印象や感想についてお聞かせいただければと思っております。どんな内容でもよいので、お願いします。では、1番さんからお願いします。

(1番)

裁判員って初めてのことでしたので、ちょっとためらいはあったんですけども、でもそうはいっても経験する上できっと何か得られるんじゃないかと思って、興味本位部分なところもあったんですけども、参加させていただいて、やっぱりいろいろな犯罪があるんだなということをすごく感じました。その裏でというか、いろんな

人間関係もあつたりとか、いろんなことによって犯罪が起こってしまうんですけれども、それを裁かなければいけない人や弁護しなければいけない人とか、そういう方々もそういうお仕事があるんだなということがわかって、社会ってこういうふうになり立っているんだなというふうになんて感じた次第です。経験してみてどうだったかという、大変ではあつたんですけれども、逆にそういった裁判員制度というか、裁判に関してすごく関心が高くなって、普通にニュースを見ていて聞き流していたものであつても裁判員裁判と言うと、「ちょっと何」というふうな感じで最近ニュースを見るようになっていたので、やっぱりこうやって経験する人が増えることによって、そうやって裁判員制度についての知識というか、理解が深まってくるのかなというふうになんて感じた次第です。以上です。

(司会者)

では、3番さん、お願いします。

(3番)

やはりよもや自分がやることになるとは思ひもよらなかつたので、貴重な経験だと思つて参加させていただきました。今回私なんかが担当した事件は、現実に殺傷された人がいたわけではないので、物が壊れたりということはあつたんですけれども、現実に誰かが殺されたりとか、傷を負つたりとかということがなかつたので、ほかの事件から比べれば幾分負担感がなかつたのかなと思つたので、その後テレビで今回は裁判員裁判とかいうニュースを見ると、やはり同じようにふつと思つて見るんですけれども、ああ、これを自分がやったらちょっときつたなというのはその後から結構思うことがあつて、もしまた次と言われたら、やっぱりちょっとためらうなと実感しています。以上です。

(司会者)

では、4番さん、お願いします。

(4番)

私も裁判員裁判は別世界のことだと捉えていたので、させていただくことになる

ときはちょっと戸惑いました。ですが、いろんなことを約1週間経験するに当たり、かかわっている方々の物すごい苦労とか大変さをちょっと垣間見ることができたというのと、あとは、これは終わった後の感想なんですけれど、例えばニュースとかで判決が出ました、懲役何年、執行猶予何年ですというときに漠然と「えっ、この人ちょっと軽過ぎじゃない」とか感じていたのが、実はその事件を起こすまでの、悪いことをした方のそこに至るまでの人生の歴史が、様々なものが重なり合っつくり上げられていたというか、起こしてしまったんだなという背景を感じることができたように思いました。それは、私がこれから生きていく上で物事の一部だけ見て判断をせずに、そこに至るまでどういうことがあったのかということのをちょっと深く考えられるようになったような機会だったと思います。以上です。

(司会者)

5番さん、お願いします。

(5番)

私の携わった裁判は、被害者が死亡している、被告人が否認していたというようなことが見られました。どれが真実なのかというようなことが、被告人が否認しているわけですから、それを証拠を一つ一つどれがどうなのか、また裁判長のほうでもいろいろ教えていただきまして、進めていったんですけども、疑うのは、それは罪ではあって、正確に物事が実証できなければ無罪だというようなこともありまして、断定するというのがこんなに難しいのかというようなことを感じました。また、経験していろいろな人にも裁判員になったというようなことを言ったんですけども、なかなか言ったときは関心があって、どうだったとかというようなことで話もしたんですけど、ちょっと時がたつと、やはり忘れてしまうというようなことで、周りにもそんなに裁判員をしたというような知り合いもいないので、どうだったみたいな意見の交換みたいなこともできなくて、こういう場をつくっていただいて皆さんの意見も聞きたいなと思っていたので、ちょうどいい機会になったと思います。以上です。

(司会者)

では、6番さん、お願いします。

(6番)

僕は、やりたくてやったというんじゃないけど、当たったからやらなきゃというのもあったんですけども、やりたいという感想というか、やりたいなという部分は持っていたんですけども、それでやって、1週間ぐらいで終わるという、短いというか、長いというか、毎日毎日通ってくると長いような気もするんですけども、何となく3か月も4か月もかかるというのものもあるというような話も聞いていたので、それじゃ困るなという部分もあったんですけども、1週間ぐらいでちょうど終わったぐらいの裁判だったというのと、周りの人に裁判員裁判をやってみたらという話は今もしているんですけども、なかなかそんな面倒なの嫌だなというのをみんな思っているような気がするんですけど、そんな面倒なのじゃなくて、どうやったら断れるのという部分も聞かれたりするんですけども、やっぱり裁判員をやって新聞を読むようになって、求刑が出たとか、判決が出たとかというのはよく読むような感じに今はなってきました。うちの職場なんかは、全部足すと1500人ぐらいいるんですけども、その人たちが全員やったのかなというのと、やっていないらしいんですけども、それでも二、三人、五、六人ぐらいはもう人事のほうにも話が来ているよという話は聞いていたので、やって経験をしてよかったなという部分のほうが大きいです、僕の場合は。以上です。

(司会者)

では、7番さん、お願いします。

(7番)

私の場合は、まず裁判員に最初、新聞だとかテレビ等で裁判員制度はある程度は聞いていたんですけど、まさか自分のところにこれが来るというふうなことは思っておりませんでした。裁判員になるのは、本当に人ごととしか考えていなかったわけですが、2度ほど来て断って、仕事の都合上続けて長く休めないというこ

ともありまして、3回目に何とかじゃやりましょうということであれさせてもらったわけですが、最初裁判所というだけで自分自身イメージが本当に堅苦しいイメージしかなかったわけですが、正直ここへ来させてもらって裁判官だとか裁判所の職員の皆さんと会話をする中で、本当に親しみやすいしゃべり方で対話してくれて、これだったら自分にも何とかできるかなというような感じを受けました。そして、実際裁判に入って、今回放火の裁判に携わったわけですが、一つのあれだけの事件に対して幾時間も検事さん、弁護士さん、いろんな方がああやって検討して、一つのあれだけの事件に対してこんなに手間暇かけてやるのかなと実感が実際湧きました。そして、自分も裁判官とともに一つの事件に対してこうやって一つの犯罪に対して判決を決めるという立場に自分がいるというあれを本当にやりがいに感じました。こういうことは、本当にこれから暇と時間さえあればやってもいいかなという感じを受けました。以上です。

(司会者)

では、8番さん、お願いします。

(8番)

私の場合は、裁判員というのは、そういう制度があるということは報道等で聞いておって、わかっておったんですけど、まさか、ほかの方がおっしゃっていたように、自分が選ばれるとは思っていなくて、ただこれ私はやりたくないとかやりたいとか、そういうより本当にびっくりしておりまして、仕事先で弁護士さんとお話する機会があって、世間話で裁判員に選ばれそうなんですけどと言ったら、「これはやったほうがいいですよ」って顧問の弁護士の先生に言われまして、ちょっと背中を押してもらったような感じなんですけど、それでやってみましたら、弁護士先生がおっしゃるように我々裁判員の意見も自由に言える雰囲気をつくっていただいて、何の知識もなくともできましたので、本当に裁判官の方とか、あとこの裁判所の職員の方のこの裁判員制度をやるに当たってかなり負担も感じている部分も制度の中であるかと思うんですけど、非常にやって私自身よかったと思うんで、引き続きこ

の制度を盛り上げていきたいなと思っております。

(司会者)

9番さん、お願いします。

(9番)

私も強盗致傷という裁判のほうの裁判員として参加させていただきました。最初は、大きな封筒で裁判員候補者に任命されましたなんていうところで封筒が届いたときには、家の妻だったり、子どもだったりとかに、何か裁判所から来ているよなんていう話で、今まで本当に他人事のように思っていて、裁判員に選ばれた人なんてちょっとかわいそうだななんて思っていたんですけども、そんな中で候補者となりましたなんていう話で11月ぐらいですか、封筒が届いてから、ほぼほぼ10月、私2回裁判員の集まる候補として裁判員を決めますというところにはがきが来たんですけども、1回目はちょっと仕事の都合で社長も含めて会社のほうから辞退のお願いをさせていただいて、無事辞退できて、無事というか、そんなこともありまして、断れて、ああ、よかったななんて思ったら、またすぐに今回裁判員となった裁判の通知が来まして、今回2回目というところで、これも経験なのかななんていうところで参加してみようということで来ました。そうしたら、実際裁判員を決める会の中では6名選出されます、また補助員の方2名ということで計8名選ばれますなんていう話の中で、自分の番号が見事に選ばれたときには、ああ、選ばれちゃったななんて思っていたんですけども、実際経験してみて、やはりすごく裁判員の方だったりとか、裁判官、あとは弁護士さんとか検察官の方とか毎回こんなことをやっているんだななんていうところ、すごく犯罪自体を減らすことが大事なのかなというところだったりとか、やっぱり話をしている中では罪を憎んで人を憎まざりたいな話もあったりとかというところで、なかなかどこを本当にこの人悪いことをしたんだろうというようなところとか、そういうところをどういうふうに裁こうかななんていうところをちょっと自分でも考えたりとかしたりして、なかなか寝れないというところの事件ではなかったんですけども、そういうところでちょっと家

に帰っても家族にも話すことができなくて、こういう事件ってやっぱりみんな話せなくてどうしているんだろうななんて言って、自分も割と話すのが嫌いではないので、いろんな人に話したいななんて思うところもあるんですけども、やはりなかなかそういうところを伝えられないから、皆さんもっと重大な事件等をやっている方って大変なんだななんて思いました。あと、経験してというところでいきますと、自分の周りの人で、会社の中でもやはり裁判員の候補として選ばれた方は何名かいるようなんですけども、実際に裁判員として裁判のほうに参加したというのは、私ちょっと転職してまだ1年未満の中でその裁判員ということで裁判員になってしまったんで、裁判員休暇を初めて取得したという形で前例をつくったということで、いろんな総務のほうからとかも「どんなだったの」なんて聞かれたんですけども、結果として裁判員を経験して、そのことなんか子どもなんかにもやっぱり裁判というのはいまよく話をしてあげて、実際みんな裁判って堅苦しいというイメージがあるんですけど、やはり必ずやらなきゃいけないことなのかななんて思っているんで、その辺の経験を子どもだったりとか周りの人に伝えて裁判員というこの裁判員制度というものを理解していただける一部の人間としてそういうことができたらなんて思いました。

(司会者)

皆さん、ありがとうございました。

では次に、負担感について、既に少し今の感想で出てきたところもありますが、さらにちょっと具体的にお聞きしていきたいと思います。実際に皆さんに御協力いただいた期間は、先ほども述べましたように、5日間から10日間というものでした。これは、裁判員候補者から裁判員に選ばれる期日、選任期日を1日加えた分ですが、実質的に法廷で審理に臨んだり、評議をただけでも4日間から9日間を要しています。実際皆さんが参加してみて、これだけの日数をとられることについての負担感や職場や家族との調整で困ったこと、あるいは工夫したことなどがあれば御紹介していただきたいと思います。

では、9番さん、少し出てきましたけど、具体的な負担とか仕事の調整とかで困ったこと、あるいはうまくいったこと、参考になったことなど負担感についての具体的なことがあればお願いします。

(9番)

負担というところでいきますと、私の場合、会社のほうで数名しかいない部署にいまして、そこをちょっと休ませていただくというところで会社のほうにはかなり負担、1回目は会社の審査の関係等もありまして、どうしてもお休みとれなかったのというところもありますけども、やはり自営業とか職業、職種に限らず、なかなか休暇というか、お休みをとるというところが最低でも今話があったように4日間からというところでいくと、しかもその4日間が1週間置きにお休みのように1回ずつ来るというのではなく、連続してという形になりますので、そういうところでいくと職業、仕事をしている以上はちょっと負担なのかなというところですよ。あと、自分は主婦ではないのですが、主婦の方なんかでいくと家事をしなきゃいけないだったりとかというところを思うと、やっぱり裁判ということ自体に負担はかなりのあるのかなというふうに思いました。

(司会者)

では、8番さん、お願いします。

(8番)

私の場合は、1回目に裁判員の通知があったときに仕事が忙しい月だったので、一度断って、逆にこの月は仕事が暇なんで、この月にということで書類で出しましたので、ちょうど暇なときに選任されたもので、仕事の上では比較的負担が軽くは済んだんですが、裁判が終わった後に会社に戻って書類を書かなければたまっちゃうもので、一度夜帰って仕事をした、そういう形をして多少は努力をしなければならなかったもので、その辺はちょっと大変だったのですが、暇な時期に当たったので、私の場合は比較的軽く済みました。

(司会者)

では、7番さん、お願いします。

(7番)

私の場合も今8番さんがおっしゃいましたように仕事の関係で、自営でやっているんですけど、やっぱり官公庁の仕事なんかは専念しなきゃならんとか、そういう問題がありまして、時期的に不可能ということで二度ほどお断りしまして、そして何月から何月ぐらいということやって、三度目にその月に当たったもので、私今回出させていただいたんですけど、今8番さんが言われましたように、こっこの都合で時期をこういうふうにはずらしてもらおうというんだったら、別に私どもとしましては負担はそんなに感じませんでした。以上です。

(司会者)

6番さん、お願いします。

(6番)

僕の場合は、仕事の負担というのはないです。上司のほうも「行っておいで」と言ってくれているし、一日一日で仕事が終わっちゃうという部分もありますので、僕の場合は別に仕事の負担はありません。

(司会者)

5番さん、お願いします。

(5番)

私の場合なんですけど、最初の候補ということでここに30人か40人集まったと思うんですけど、その前の通知のときにもう選任候補というのは選任されるんだろうというような気がしていて、それが40人ぐらいからまた6人ぐらいにというようなことはちょっとわからなかったもので、その間に、1週間ぐらいあったので、自分の仕事のほうは段取りをつけて候補の場に来ました。逆に言うと、段取りをもうつけたので、できれば選任されたほうがいいなぐらいの気持ちになっていました。できればなんですけど、選任をされてからたしか土日を入れて3日ぐらいで職務が始まったと思うんですけど、その間を1週間ぐらいいただければ、そうすれば段取

りをつけられるので、候補のときにまだ40人ぐらいの中から6人選ばれますよみたいなことで通知をされて、選任されてから1週間ぐらいの、自分の仕事をほかの人に頼めるような段取りをつけられるような期間があったら非常にありがたかったかななんて思っています。あと、負担感ということで、ほかの負担でもいいですか。

(司会者)

いいです。

(5番)

一緒にやはり裁判員になった人で、今回の事件というのは死体の写真なんかもあって、夢に見てしまったなんていう人もいて、大分負担が多い人もいたようです。私の場合は、どちらかというところ、そういうのは余り気にならなくてよかったんですけど、ただ裁判をしているときに、やはり被害者が亡くなっているということで、その身内というんですか、親族の方がずっと泣いているわけなんですけど、そちらのほうが私としては非常に負担が大きかったです。そんなことを感じました。以上です。

(司会者)

では、4番さん、お願いします。

(4番)

私の場合は、自営でまるっきり一人で仕事していますので、忙しい時期だったら困るなと思っていたんですけど、ちょうど仕事が暇な時期だったので、それはよかったなと思っています、仕事のことを気にせずにこちらに来ることができて。個人的には、周りにこういうことに選ばれたらやりたいという人が多かったのですが、私も選ばれたからにはしっかりやり遂げたいと思っていたのですが、やはりその辺はとてむごい事件ではなかったですけども、判決の日が近づくにつれて体調がだんだん悪くなり、終わってから2週間ほど疲れがとれませんでした。以上です。

(司会者)

では、3番さん、お願いします。

(3番)

私は、定年退職して、その後孫を東京まで毎週保育に娘のところはずっと通っていて、ちょうどそれが保育園に入ってお役御免になった途端にこのお役目が来たので、親ももう見送った後でしたので、断る理由が全然見当たらずにお引き受けしました。もう一つ、これは私自身ではないんですが、山梨はちょっと狭い地域なので、致し方ないのかなとは思いますが、同じ選ばれた方の中に被告人と住まいが、すごく接近しているわけではないんですけど、やはり住環境が近くだという方がいらして、その方はかなり気を遣っていらしたので、自分の存在がわかってほしくないというふうに言っていたので、そういう配慮というのはどこか、特に山梨なんかの場合は狭いので、そういう配慮はどこか必要じゃないかなとは感じました。以上です。

(司会者)

では、1番さん、お願いします。

(1番)

自分の仕事柄、どうしても自分の代わりになるという方を探すのが難しい仕事でして、たまたまこの時期だけは仕事があいているというか、ちょっと手があく時期だったので、お受けすることができました。ただ、やっぱりそうはいつでも自分がいないと困るんじゃないかと言って上司のほうは上に問いかけて、こういう制度があって参加しなければいけないんだけど、この人の募集というか、代わりになる人は手配してくれないのかみたいなことを言ってかけ合ってくださいんですけども、やっぱりそこまで制度というか、制度上のあれが行き渡っていないようで、さすがにそれは無理ですということ断られて、私のかわりということ組みかえとかいろいろして、調整して参加させていただきました。5番さんが言ったように、選ばれてからすぐ審理に入ってしまったので、やっぱり決まってから本当2週間ぐらいあれば、そういった調整する期間じゃないですけども、うまく切りかえをして、お願いしてこっちに専念するというような形ができるんじゃないかなというふうに

感じました。あと、私ではないんですけれども、同じ裁判員となった方でフリーターの方がいたんですけれども、やっぱりお休みがもらえないようで、自分の有給休暇を使って参加されたなんていう方がいたので、そういった方に不公平というか、何かちょっとどうなんだろうなという部分を感じたので、そこも解消できればより参加する人が増えるのかなというふうに感じました。以上です。

(司会者)

いろいろ貴重な話ありがとうございます。

特に裁判員の方々が候補者の段階で日程調整するのがすごく大変というのは裁判所もわかっているんですけども、選任期日、裁判員候補者二、三十人の方にあらかじめ集まっていたいて、その中から裁判員6名、補充裁判員2名を選ぶというのが通常で、大体前の週の木曜日ぐらいに選任する、大体水曜日か木曜日に選任して、次の週の月曜とか火曜から審議するというのが甲府の今の一般的な形態になっています。これまでもちょっといろいろ試行錯誤はあったり、あるいはこれからもまた場合によってはいろいろ試行錯誤はあるんじゃないかと思っています。そういう中で裁判員候補者の方が裁判員として参加しやすい選任の仕方とかも、これからもまたいろいろ考えていきたいと思っていますんで、また今話を参考にしながら、いろいろ工夫していきたいと思っています。今後もまたよろしくお願いします。

それでは、次のところになりますが、今のところで職場などとの関係では裁判所としてもまた各会社の皆さんの御理解を得て、なるべく会社単位で協力していただき、参加しやすい状況を社会的にもつくっていったらなというふうに思っております。現在甲府地裁では、あるいは全国的な裁判所でも同様にやっているところですが、裁判官が直接裁判員制度についてお話をさせていただく出前講義というものも実施しております。中学校や高校、そういう生徒さんたちあるいは先生向けでも構わないんですが、そういう特に小中高などの法教育というところにも協力しようということもしております。未来の裁判員候補者の方たちに出前講義をしようとしている、あるいはいろいろ裁判所のほうから積極的にしたいと思ってやらせていただ

いております。また、そういう学校だけじゃなくて、一般企業あるいは自治会などでも興味のある方にはぜひ裁判所に来ていただきたい、あるいは場合によっては呼んでいただきたいというふうにも思っております。裁判所に連絡していただければ、そういう広報的な活動をセッティングすることができます。裁判所に来ていただいて法廷など見学していただく、法廷を傍聴していただくというような機会もつくっておりますし、あるいは「こういうところで出前講義してもらえないか」というような要望があれば、裁判所で協議の上行ってもよいということになった場合には、そういうところに裁判官が出向いて裁判員制度などについての広報、講義をさせていただきますので、もし皆さん興味があって自分の職場でもやってもよい、あるいは自分の職場の上司とか関係機関に言ってもよいという方がいれば、ぜひそういうふうに言っていただき、裁判所に御連絡いただければ裁判所としても非常にありがたいと思っております。

では続いて、次のテーマのところ、直接話を聞くというところの手続について。皆さんの事件では、自白事件でも否認事件でもかなり直接人から、証人や被告人から話を聞きました。事件の被害者や関係者などから直接聞くことで事件の全体像がよりわかりやすくなるのではないかとということで、裁判員の皆さんにもなるべく被告人や証人に質問してくださいということもお願いしておりました。そういうことをすることによって皆さんが事件自体に興味を持つ、関心を持つ、より深くかかわり、理解も深まるのではないかと考えております。裁判所としては、これからの事件でも人から直接話を聞く機会が増えるように審理計画を立てていこうというふうに考えておるところです。実際に審理に参加した皆さんから証人や被告人から直接話を聞いていてどういうふうに感じられたか、審理では証拠書類、人が話したことを書類にまとめて、それを検察官や弁護人が読み上げるという部分もあったと思いますし、それに代えて事件に直接関わった人を法廷に来てもらって証人尋問したところもあります。また、被告人の話についても捜査段階では被告人の供述調書というのがつくられていて、それを読み上げてもよかったんですが、やはり

せっかく被告人がいるので、直接話を聞こうということで直接被告人から事件のことを話してもらいました。皆さんにもいろいろ質問してもらったりしたわけですが、そういう書類で審理するところと直接話を聞いたところでの違いが感じられた方は、そういうところも含めてお話しいただければありがたいなと思いますので、直接人から話を聞いて、あるいは質問してみてどういうふうに感じられたか感想など聞かせていただければと思います。今度は、また1番さんからお願いします。

(1番)

私の担当した事件は否認事件だったので、調書というか、そっちのほうでは認めているようなことをたしか書いてあったんですけども、実際に被告人の方がどうだったんですかと聞かれたらば、知らないとか、わからないとか、いろいろとぼけたことを言うので、悪いことをする人ってこういうことは平気で言えちゃうんだなということ正直感じました。ですが、直接話を聞くことによって、そういった言葉には出ない態度とかを見ることで、ああ、やっぱりこの人はというふうな部分もあったので、実際聞いてよかったかなというふうに感じました。以上です。

(司会者)

証人から話を聞いたり、あるいは検証の駐車場で自動車を見たりもしましたけど、そういうところはどうだったんですか。被告人の話じゃなくて、証人の話を聞いたところでは。

(1番)

証人の方は、本当に自分の感じたとおりのことを素直にお話ししてくださったし、実際駐車場で車の再現とかをやったんですけども、どう考えてもこれはという部分があったので、実際体験して、体感して、確信を得たというか、そういう部分もあったので、参考になりました。

(司会者)

では、3番さん、お願いします。

(3番)

被告人がまだ若い方で、なかなか内向的な方で、余り直接自分から言うようなタイプではなかったもので、ちょっと聞きづらくて、私の場合はお母さんに感想を聞いたんですけれども、裁判長がどうしようと思ったら聞く方向でというふうにおっしゃったので、聞いたんですけど、本当終わってからもっと聞けばよかったなと思いました。以上です。

(司会者)

4番さん、お願いします。

(4番)

私の場合、被告人がうちの息子と一つ違いということで、自分の子供のような目線で見えてお話を聞いていたんですけれど、こっちから質問するという事はよいことなんだなとちょっと思いました。被告人の表情とかがつぶさにわかるので、そういった表情を読み取るというのもこちら側から見るとは大事なんだなというのは感じました。あと、証人の人たちのお話なんか、学生寮の大家さんのお話なんかを伺っていると、すごく愛情にあふれている方で、ちょっとこちらでも涙してしまうような場面があって、とっても人間的な部分を感じて、それはそれで勉強になったという感じです。以上です。

(司会者)

では、5番さん、お願いします。

(5番)

質問ができる機会はどんどん質問をというような裁判長の勧めもありまして、疑問に思ったことはいろいろ聞いたので、よかったと思います。ただ、やはり素人なので、そんなに深いところまで聞いたのかなというようなことはちょっと疑問にもなるんですけど、また質問したということでより今参加しているというような自覚も出たので、その面でもよかったかなと思います。以上です。

(司会者)

では、6番さん、お願いします。

(6番)

僕の場合は、質問をするのにその裁判員裁判をやったときが、番号が1番だったんです。1番の方から口火を切ってくださいというのを裁判官から言われたので、1番で何を初めに質問しようかなという部分はあったんですけども、ある程度は質問はできたような気はするんですけども、言葉にならなかった部分については裁判官の方にまたアドバイスを受けながらやっていたような、そういう部分もあったような気がするんですけども、質問の内容が向こうに通じなかったので、その後裁判官の方がこういう質問ですよというのをしてくれたような気がするんですけども、そんなところで結構1番の方、1番の方で始まったので、そこがちょっとあれでしたけども、でもそれを言ったから、周りの方も言えたのかなという部分はあると思いますので、よかったなと思います。

(司会者)

では、7番さん、お願いします。

(7番)

私の場合は、被告人質問で検察官だとか弁護士だとかがおっしゃった以外の場面、何か被告人に小さいお子さんがいて、これからどうするのかとか、そういうのを直接本人の話が聞けて、私なんか本当に思ったんですけど、子どもがまだ1歳か何ぼの子どもで、子どもはどうなるのかなというのを直接聞かせてもらったり、またお医者さんが来て報告をもらって、質問したのが2つの病気の違いだとか、自分自身も非常に勉強になったわけですけど、そういうのを具体的にお医者さんから聞いて本当に非常によかったなと思います。確かにこういうあれはいいなと感じました。

(司会者)

では、8番さん、お願いします。

(8番)

私が担当した事件は、ある病気の女性の方だったので、7番さんの方がおっしゃっていたように、病気の内容が全くわからないもので、犯罪と病気の因果関係とい

うのが全く素人には見えてこないんですが、精神科医の説明を聞く中で病気と犯罪の因果関係を判断する上で非常に参考になりました。

(司会者)

9番さん、お願いします。

(9番)

8番さんと同じように、私が担当した裁判は自白事件というところで、証人として医師の方、あとは被害者の方で、被告人のお母さん、被告人という形で直接話を全て質問できるような形で審理ができました。書類で見る内容と直接話を聞けるといところで、実際活字になっているところよりは気持ちというか、感情がやっぱり伝わってくるというところで、そこが実際事実とつながるかどうかというところでちょっと判断を逆に迷わせてしまうんじゃないかなんていうところもあったんですけども、直接話を聞くということで、1番さんだったかな、ちょっと済みません、忘れちゃいましたけど、うまく嘘をついているのかな、この人というふうに思ってしまったりとか、いや、でもやっぱり3番さんか4番さんが言ったように、表情で、あ、この人は本当のことを言っているのかなとか、あと8番さんが言ったように、医師の話なんかを聞くと、その中で私たちが知らなかった症状であったりとか、病名だったりとかというところが出てくると、あ、世の中にはこういう方もいるんだななんていうところで、やはり直接話を聞けるというのはすごくいい場ではないかと思います。あとは、ちょっと時間というか、内容の中で多分難しいところもあるので、そういう部分で直接話を聞くタイミングのときに、事前に少し時間はあるんですけども、そういう部分を討論というか、理解できる場があればいいかなんていうふうには思いました。以上です。

(司会者)

今ちょっとお医者さんの話、6番さん、7番さん、8番さん、9番さんの事件では被告人がかかっていた病気の話をしてもらった、そういうのでお医者さんの話を聞かれた事件というのが、あと1番さんの事件でも今回の共犯者、被告人は否認し

ているけども、共犯者がその犯行を認めていて、ただ共犯者はちょっと病気にかかっている、あるいはそれがどの程度かというのも含めてちょっと問題があって、その共犯者の、被告人じゃなくて、共犯者の病気の関係で共犯者の主治医の話を聞いたりしたんですけども、精神科のお医者さんがそれぞれ証人や被告人について話をしてもらっているんですが、結構わかりやすかったですか、それとも専門用語などが出てきていて、ちょっとわかりにくい面もあったというか、もうちょっとこういう工夫をしてもらいたかったとか、何かそういうのあったりしますか。裁判所としては、裁判員の方は精神医学的なものは全く素人なので、とにかく本当に素人にわかりやすくなるようにお話ししてくださいとはお願いしてあるんですが、それでもやっぱり時々専門用語が出てきたりして皆さんにわかりにくかったりしたのではないかなというのをちょっと心配していたんですが、その辺は皆さんどうい感じだったでしょうか。1番さん、何かありますか。

(1番)

実際お話を聞いて専門用語が出てきたという記憶はないし、実際すんなり理解できたというか、わかりやすく理解できました。

(司会者)

6番さんから9番さんまでの事件は、被告人が違うんですけども、被告人によって病気も違ったんですけど、同じお医者さんだったんです、実は。結構お話し上手で話してくれていたようには思うんですが、皆さんどうだったですか。基本的にはわかりやすかった、あるいはやっぱりそれでも難しかった、あるいはところどころどうだったかとか、あるいはこんな工夫してほしいとか、さっき9番さんがちょっとこういう工夫もあったほうがいいんじゃないかというのもありましたけど、ほかの方含めてどうですか。では、6番さん。

(6番)

僕らのところは、難しいというんじゃないですよ。先ほど7番さんも言ったように、2つの病気の違いというのがよくわかったし、同じものだと思っていたから、

みんな。これ違うなというのはわかりましたし、ですから、そんなに難しいことはなかったと思います。

(8番)

具体的な治療の方法はどうするんですかという質問をしましたら、認知行動療法ということをおっしゃっていたんで、その認知行動療法が専門的な用語なんで、わかんないんで、それ具体的に何ですかと言ったら懇切丁寧に教えていただきましたので、よく理解したつもりですけど。

(司会者)

そういう意味では、わからない言葉が出てきたときにも直接質問できて、わかりやすく最終的にはすることができたということでもよかったですかね。ちょっと方向性が違うんですが、5番さんの事件では司法解剖して、司法解剖のお医者さんに御遺体の状況を説明してもらいました。さっき写真の負担感とかも話していただいたんですが、お医者さんの話がわかりやすかったかどうかということと、お医者さんの話あるいはお医者さんの話を聞くときに写真も見ることになりました。写真については、裁判所はなるべく刺激が少ないようにという工夫はしたんですが、どうしても一定のものは拡大して、あるいはカラーにしてということで傷口のアップとかも見ざるを得なかったんですけども、そういうところの負担感、それからお医者さんのお話の関係で何か改めてお話ししたいことがあればお伺いしたいです。

(5番)

お医者さんの話は、比較的わかりやすかったです。その前に事件の最初のところで切創とか、いろいろそういうわからない言葉が何点か出たんですけど、その辺も活字で来たので、わかりました。お医者さんの説明のところまで来たときには大体のことがわかっていましたし、あと写真で傷の呼び名みたいなこともわかりましたので、私としてはその写真を見せていただいたのは、説明としては非常にわかりやすくよかったですと思います。ただ、先ほど言ったように、切創の傷口、切った傷口のところや殴打された、ちぎった跡とか、そういうようなものがいろいろありまし

たので、やはり中には裁判員の中で、その場ではないですけど、夢に出てきてちょっとというような人はいました。

(司会者)

ありがとうございます。それから、放火の関係の事件が2件あったわけですけども、それぞれ火災の状況を見たり、それについての科捜研の火災の専門家の人のお話を聞いたりしました。3番さん、4番さん、それから6番さん、7番さんの事件では、事件は違いますが、それぞれ火災の関係で専門家の方のお話を聞いたわけですが、火災の関係というのは、火事を見たことある人、ない人とかもいますけども、でもこんなふうに燃えたんだとか専門的な観点からお話ししてもらったんですけども、そういう話を聞いてわかりやすかったかどうかとか、その辺はどうでしたか。では、3番さん、お願いします。

(3番)

火災って一くくりだと思っていたんですけども、やはり物が燃えるのと建物本体の躯体が燃えるのとでは罪が違うというのは説明でよくわかりました。

(司会者)

6番さん、7番さんのほうではどうですか、火災の関係の証人の話がどうだったかというのは。では、7番さん、お願いします。

(7番)

私が担当した事件は、全焼ではなくて、ぼや程度で終わったわけなんですけど、現場で実際にプレハブみたいな小屋を作って燃やした実験もありまして、具体的に火の燃え移り方はこうやって燃えていくんだなというのを実際に目にして非常に参考になりました。

(司会者)

動画を見てもらって、ビデオも見ましたよね。

(7番)

そうです。

(司会者)

それと証言と二つあわさって非常にわかりやすい説明になったということですよねですか。

(7番)

はい。

(司会者)

何かわからなかったようなところは特になかったですか。証人の話が難し過ぎたとか、そういうところは特にはないですか。

(7番)

いや、別に感じませんでした。

(司会者)

3番さん、4番さんの事件も火災の説明を聞いてわからなかったようなところは特になかったですか。

(4番)

なかったです。

(司会者)

ありがとうございます。では、今までのところも踏まえて特に直接話を聞く、あるいは証拠調べの工夫をしたなどの点で裁判官、検察官、弁護人のほうから御意見や御質問などがあればちょっとお話ししていただければと思います。

まず、立証の主体の検察官のほうからいいですか。では、検察官、裁判官、弁護人の順で何か工夫しているところの自分の意見表明とか、あるいは裁判員の方に対する質問でもいいですし、こんなことをやっていますというようなところでも構いませんので、何かあれば。

(検察官)

私は、今話題に出た放火の事案を担当したんですけれども、先ほどの放火の実験に立ち会った科学捜査研究所の専門家の方に証人尋問しました。その証人尋問の中

で火災を再現した動画を見て再生したりとか、あるいはその証人尋問の前にこの部屋がどう燃えていたのかといった現場の写真とかは既に裁判員の方に見てもらっていたんですけども、改めて証人尋問の中でも証人がその部分についてこういうふうに燃えている、部屋ではこういった痕跡が残っていましたというようなことを言ったときにそのときの痕跡はこういうものでしたよねということで、写真を改めてもう一度そこで見てもらうという形で、なるべく裁判員の方にリンクしてもらえるように一応気をつけたつもりだったんですけども、その点について何か御感想とかあればちょっと教えていただきたいなと思います。

(司会者)

改めて6番さん、7番さん、どうですか。では、6番さん、お願いします。

(6番)

ビデオを見て、そのほかに写真を見せていただいて、それだけわかりやすくして、どのぐらい燃えたかって、ここがこれだけ燃えたよ、これだけ燃えたよと言って、それを足していくとそんなに燃えていないんです。ただ黒くなっているだけであって、そんなに燃えていなかったというのは実感的にはわかるような格好をとっていただいたので、よかったですと思います。

(司会者)

7番さん、お願いします。

(7番)

ビデオなんかで動画を見せてもらったり、具体的な説明は本当にいろんな形でやってくれたなと思いました。あれだけの火災であんなに細かくあれしてもらって、実際火の燃え移り方だとか、そういうのも動画で十分理解できたし、よかったですと思います。

(司会者)

火災の関係で燃えた後の写真だけ見たよりは、ビデオとかで火の燃え方とか見たのはやはりリアリティーというか、迫力みたいなのは感じられましたかね、皆さん、

両方の事件とも。

(3番, 4番, 6番及び7番が頷く。)

(司会者)

では, 裁判官からどうぞ。

(裁判官)

感想的なところになりますが, 先ほどから皆さんのお話を聞いていますと, 直接話を聞く手続をやってよかったという意見が多くて, そういうふうに聞きましたが, 裁判所も争いのない事件では, 書面等は証拠として既に同意されているものがありまして, そういうものは朗読するというのもできるんですが, 実際に供述した人を直接法廷に来ていただいて話を聞くということを積極的に今やっております, そのほうがわかりやすいだろうということで取り組んでおりまして, 皆さんの今日のお話を聞くと, そういうほうがわかりやすいというふうな感想が多かったので, これからもそういう形でやっていけるように法曹三者で協力してやっていきたいなと思いました。

(司会者)

では, 弁護士からどうぞ。

(弁護士)

私が担当した事件で, 私自身被告人質問をさせていただいたんですけれども, 自分自身裁判員の人たちにわかりやすく聞いていただきたいということを常に考えておりまして, 質問する前にまず何々についてお聞きしますという言葉を入れて, 情景が浮かぶようなことを取り入れたり, 何々についてはどうですかというような項目を絞るような形で質問することを積極的に取り入れているんですが, 実際に皆さんは証人尋問なり被告人質問を経験する中で質問の内容が早過ぎたり, 内容がわからなくてついていけなかったというようなことですか, ちょっと聞き漏らしたということがもしあれば教えていただきたいのと, 質問の流れについて御要望があれば教えていただきたいんですけれども, その辺お願いできますでしょうか。

(司会者)

どうですか。今の点でこんなふうなことで困った、あるいは検察官はこうだけど、弁護人はこうで困った、そういうようなところでも構いませんけども、何か今弁護士さんが言ったことについてこういうことありました、あるいはこういうことしてほしいみたいなことあったりしませんか。被告人質問のときの工夫とか、そういうので何かこういうふうにしてくれたらもっとわかりやすかった、あるいはこういうふうにしてくれたので、結構わかりやすかったとか、そういうふうなところで何か印象的なものとかありますか。8番さん、どうですか。

(8番)

質問の仕方とかは非常にわかりやすく説明していただいたりしたので、特に問題はなかったと思います。あと書類です。検察官が出した書類に関しては、結構見やすい書類で出していただいたんですけど、弁護側の出していただいた書類は一般的な書類だったので、その辺でもう少し、わからないわけではないんですけど、検察官が出したような形でもう少し大きな字で出していただいたほうがわかりやすかったかなと思います。

(司会者)

書類の点は、また後でさらに皆さんからもお話を聞きたいとは思っています。尋問の仕方自体は特に、被告人質問だけじゃなくて、ほかの証人とかもいろいろ弁護士さん聞いていましたが、そこでわかりにくいことは特にはなかったですか。

(8番)

なかったです。

(司会者)

改めてこういうところを聞いておきたいみたいなことはよろしいですか、お三方は。では、今少し出てきたところでもあるんですけども、次は検察官、弁護人の活動についてというようなところですよ。皆さんには法廷で見て聞いてわかる審理になっているので、法廷で集中して見聞きしてくださいということを審理が始まる前に

言っております。実際に法廷で皆さんが証拠調べ、あるいはそれぞれの主張のところで一番最初に冒頭陳述という主張があったり、それから証拠調べでいろいろ書面を読んだり、証人尋問したり、被告人から話を聞いたり、あるいは最後に論告求刑、それから弁論ということでまた検察官や弁護人が最終的な意見の主張をしたりしてました。そういう検察官や弁護人の活動についてお話をお聞きしたいと思います。検察官と弁護人は、法廷でいろいろな主張をしたり、証拠を紹介したりしてました。検察官や弁護人が出した書面がどうだったか、声の大きさがどうだったか、態度がどうだったかなど、せっかくの機会ですので、検察官や弁護人に対して御意見をお聞かせいただければというふうに思います。よりよい裁判員裁判のためですので、いつも言っていることですが、耳ざわりの悪い言葉のほうがこの場ではありがたい、なるべく批判的なことをお話ししていただきたいというふうに思っておりますので、こういうところがよくなかった、あるいはこういうところはもっとうしろのほうがいい、検察官に対してでも弁護人に対してでもありましたら遠慮なくなるべくお話ししていただき、検察官や弁護人が今後の活動の参考になるようなことになって、きっと結びついていくと思いますので、ぜひ遠慮なくおっしゃっていただきたいと思いますので、お願いします。では、9番さんからお願いします。

(9番)

今裁判長のほうからそんな話もありましたんで、ぶっちゃけ話ですけども、検察官の方の資料が本当に非常にどの資料もわかりやすくある中で、弁護士の方がついている資料というのはほとんど活字ばかりというところで、なかなか先ほどの話を聞くという手続の中にもあったんですけども、そこそこ理解できている内容であればわかるんですけども、難しい言葉だったりとか、そういうところがあると、正直検察官は悪い人を訴える、弁護人というのはその人を弁護するためにお金をいただいて仕事しているというところでいくと、本来やっぱり逆なんじゃないかな。私たちが裁かなきゃいけないというところの中の一員として活動させていただいているというところもあるんですけども、そういう中でいくと本来被告人の方からし

てみれば弁護していただく人が簡素化された文字だけの資料ではなく、検察官の方たちのような資料をつくって、よりその裁判、実際本当に罪をしたかどうかというところを審理するための資料なので、そういう部分のところをしっかりとやってもらったらいかなというところと、あとは直接話を聞くという先ほどのところにちょっと戻っちゃうんですけども、私たちが審議した裁判の中では検察官の方がやはり厳しいことは言うんですけど、割とフレンドリーという言い方になっちゃいますけど、話を被告人の方に偏ったという言い方ではないんですけども、そういう意味で話をしているんですけども、逆に弁護士の方って堅苦しいというところが見えてしまって、ちょっと本当に弁護士の方ばかりいいところ、悪いところという話になると、悪いほうの話が出てしまっているんですけども、やはりそういう部分で話し方なんか余りフレンドリーというところも良いのか悪いのかというところもありますけども、そういう部分では内容もしっかり伝えるという意味というか、解釈してお話しできるのは逆に弁護士さんのほうなのかなというところがあるので、もちろん検察官の方も取調べとかしている中で話を伺ったりとかすると思うんですけども、そういう部分で取調べというと、私たちもいろいろ報道とかで聞くと、自白させるためにどうするとかというところの部分が証拠になっちゃうのかなというところであれば、やはり弁護士さんのほうが直接加害者ですか、被告人の方とは接する機会とか話するところって多いんじゃないかなというところで行くと、そういう部分では弁護士の方にもうちょっと頑張ってもらえたらななんていうふうには思いました。以上です。

(司会者)

では、8番さん、先ほども少し触れましたが、改めてお願いします。

(8番)

先ほど先走って少し触れたんですけど、弁護側の書類が悪いというわけではなくて、今回の事件は検察官の方の紙の出し方が非常によかったもので、それで我々裁判員の素人が見てもすぐ一目でわかるような形でやっていただいたので、検察官の出

していただいた文書に対しては非常に好感が持てましたので、よかったと思います。
以上です。

(司会者)

書類以外のところで法廷での活動というか、そういうようなところで何かあれば。

(8番)

先ほど9番の方がおっしゃっていたように、検察官の方が、当然職務ですので、厳しく被告人に対して質問をするんですけど、その中でも愛情を感じる部分があったので、それで被告人のお母さんにかけて言葉が非常に印象に残っておりまして、被告人のお母さんに対してきちっと守ってあげなければだめだよって、そういうふうにおっしゃっていたので、その辺が非常に人間味のある検察官の方だったので、非常にその辺は鮮明に覚えております。以上です。

(司会者)

7番さん、お願いします。

(7番)

私自身がこういう場に出たことがないもので、本当にどこが悪いのかということもちょっとわからない状態です。あれが普通かなという感じはしました。わかりにくいというところは、別に気がつきませんでした。

(司会者)

書類的にも法廷での質問とか、そういうのも含めて特にわかりにくいところはないですか。

(7番)

はい、ありませんでした。

(司会者)

6番の方、お願いします。

(6番)

僕の場合というか、検察官のほうに被害者じゃなくて加害者ですか、質問すると

きにちょっと優しい表情をして質問しているなという部分を感じられて、弁護人のほうですけども、僕、弁護人から一番近いところにいたんですけども、聞き取りづらかったという部分は、話をしている部分の聞き取りづらさはあったんですけども。それと、二人弁護士さんがいて、二人が話をするんですけど、一人一人で話をしている、その二人になったときがわかりづらいというか、ところが一番こっち側で見えてそんなような感じがしたんですけども、弁護士さんの言っている言葉がわかりづらかったと思ったんですけども、聞き取りづらいという部分も結構あったんですけども、話をしている最後のところがわからないとかいう部分はあったような、僕としてはそう思いました。

(司会者)

内容的なものもわかりづらかった、それから内容的なものは置いて、とにかくそもそも形式的に話している内容も聞き取りづらかったと、両方ともということですか。

(6番)

そうです。

(司会者)

書類的なもので何か感じたりした部分ですか。証拠のときとか、あるいは最初の冒頭陳述、最後の弁論とか。

(6番)

書類的なものは、紙に字がずっと書いてあってというところと、そして弁償したよという部分も書いてあったのを覚えているんですけども、書類的には別によかったと思います。

(司会者)

では、5番さん、お願いします。

(5番)

まず、私の感想なんですけど、今回の裁判員裁判ということで検察官、弁護人、

また裁判官全て裁判員裁判のための裁判なのかなぐらいわかりやすくしていただいたと思います。ただ、私ども素人なので、冒頭陳述のときに最初に全く素人でいろいろ聞きなれない言葉をそこで聞くときに切創とか、刃器とか、表皮剥奪とか、二重条痕とかというようなことがばばっと出てくると、ちょっとついていけないというようなところもあって、ただ検察官の人の冒頭陳述のときはすぐにそれでもその用紙が、書類が来たので、書類を見て、ああ、そういうことかなんていうことがわかりました。ただ、そのときに弁護人のほうからは書類がなくて、後から来たというようなことがあって、その辺が1点ちょっと気にはなったところです。以上です。

(司会者)

来る時期は置いて、話自体あるいは書類自体は特に問題ない、差があるとか、もうちょっとこうしたほうがいいのか、そういうのは特にはなかった。

(5番)

特にはないです。

(司会者)

4番さん、お願いします。

(4番)

私は、裁判というものが生まれて初めて裁判員裁判という形での参加だったので、何がいいのか悪いのかさっぱりわからずに終えたんですけど、全般的に皆さん私たちにわかりやすくしてくださっているなというのをすごく感じました。それだけです。何度かやればきっとここはこうしたほうがいいのかわかるのかもしれませんが。以上です。

(司会者)

3番さん、お願いします。

(3番)

私も検察官の方と弁護人の方の役割というのが今までテレビとかで大ざっぱに見ている感覚しかなかったので、現実それがどうかというのはわかんないんですけど

ど、ただあの裁判の中で被告人が反省文というか、被害を受けた方々にお詫びの手紙を書いたんですけれども、その書き方が一律で、それではお詫びの文ではなくて広告、言葉は違ったと思うんですけど、これではただ単に広告文みたいじゃないかというのを検察官の方が叱咤して書き直しなさいということを言われたんです。私たちの評議を聞かない間に被告人が刑務所内で書き直しをして、それをまた私たちに配付されたんですけれども、ただ私は今まで見ていた中では、それは検察官の方がするんじゃないかと、今までのイメージではそれは弁護人の方がして、より被告人にとって刑の軽いほうに向けていく作業は、それは弁護人の方の役目じゃなかったのかなと思ったので、何か自分の思っていることと現実がちょっと違ったなという感想はあります。以上です。

(司会者)

では、1番さん、お願いします。

(1番)

書類に関してはどちらも、検察官も弁護人の方の書類も、検察官は色とか使っている部分があったので、見やすさはあったんですが、弁護人さんから出された書類に関しても簡潔明瞭になったので、特にそこに力を注がなくてもいいのかなというのが正直なところなんです。弁護人の活動なんですけれども、実際法廷で被害者の方に通った病院とか治療費のことについて質問をされていた部分があったので、弁護しなきゃいけないからということで、お金をもらって弁護しているんですけども、そこを追求するのはどうなんだろうなというふうにちょっと、今この場で言うべきことかわからないですけども、そういう方法はいつもあるのかなというか、ちょっとそこは私の知らない世界だなと思って、こういうことが弁護することなのかなというふうに感じたのが率直な意見です。以上です。

(司会者)

最後のところは、かなり事細かに聞いていて力を入れているように感じてしまったということなんですか。

(1 番)

そうです，結構綿密に調べられていたので。

(司会者)

事件全体の中で見ると，そんな重要とは思えないけども，そういうところで，しかもちょっと細かにというか，しつこく聞いていたところがちょっと印象がよくなかったということですか。

(1 番)

はい，そうです。

(司会者)

訴訟活動について今裁判員経験者の方にお話しただいたんですけど，検察官や弁護人のほうから改めてこういうところはどうか，あるいはこういうところはどうかというような意見表明とか質問とかありませんか。検察官，何かありますか。

(検察官)

検察官としては，起訴状に書かれている公訴事実の犯罪を立証しなきゃいけない立場ですので，先に例えば現場の写真だったりとか，被害者がいるのであれば被害者の怪我の状況とか，そういった書類をもう先にまとめて，恐らく皆さんに見ていただいて，その後に証人尋問という形だったと思うんですけど，一番最初に見ていただいた書類の情報量というんですか，そういったことについて何か感じたこと，多過ぎるとか少な過ぎるとか，比較ができないところもあるかもしれませんけれども，そういったところで何か感じたことがあればちょっと教えていただきたいと思っています。

(司会者)

審理の初めに冒頭陳述ということで短い事件だと A 4 で 1 枚ぐらい，長い事件だと拡大したこの A 3 で 1 枚ぐらいというような形で最初に，それでもちょっとレジユメというか，项目的になっていたり，あるいは事件によってはちょっと細かくな

っていたり、図のようなものになっていたりするんですけども、ぱっと見て、見た瞬間にわかりづらかった、あるいはこんなにあるのかと思ってぞっとした、あるいはこのくらいわかりやすい、見やすい、量的にはちょうどよい、話を聞きながらというところとあわせて何か感じられたところとかありますか。どなたかここはちょっとよくなかった、こういうふうにしてほしいというようなところがあれば、そういう方面からあれば特に言っていただきたいと思えますし、大体よかったということであれば、どなたか何か言いたいことがあれば言っていただければと思えますけども。最初の書面を見た感じの印象、自分の事件ではどうでしたか。

(7番)

先ほど言いましたように私初めてなもので、あれだけ具体的にあれしていれば、ほとんどの人がわかりやすいんじゃないかなと感じました。何回も出ている人だったら、もっとこうしたほうが良いというあれは出るかもしれないですけど、私自身としましてはあれで十分だったんじゃないかなと思います。

(司会者)

審理の中身だけじゃなくて、最初の書面もということですね。

(7番)

はい。

(司会者)

1番さんの事件と5番さんの事件、事件違いますけど、それぞれ否認事件だったんですけども、最初の書面を見て、あるいは最初の主張を聞いてわかりやすかった、事件がわかるところまで、中身がわかるところまでじゃなくて、この事件が大体どんな流れで、どこが争点になっている、どこを気にして審理していけばいいんだろうとか、そういう争点がわかるのかいうのも含めて最初の主張でわからないとかいうのはどんな感じでしたか。

(1番)

特にわからないことの中で登場人物というか、関係される方が多かったので、そ

こが、整理されてはあったんですけども、そこをもうちょっと簡潔だったらよかったかなとは思いますが。

(司会者)

5番さんの事件ではどうでしたか。

(5番)

わかりにくかったということは記憶にないので、その書面で大体の流れはわかったと思っています。

(司会者)

最初に冒頭陳述というところでこれからこういうところが争点になっていく、あるいはこういうところをこういう証拠で明らかにして、こういう証人に聞く予定ですとかいうようなこと、特に否認事件の場合にはそういうことが問題になっているんですが、その後の証拠調べをしたときに証拠調べが今こういうことを調べているんだ、ここの点について問題になっているんだ、それでこの点についてこういうことがわかったというその後の証拠調べに結びついていって、証拠調べ自体もわかりやすかったかどうか、その辺はどうですか。

(1番)

証拠調べはわかりやすかった。

(司会者)

わかりやすかったですか。特に否認事件でしたけども、こういうところが難しいとか、こういうところがわからなかった、あるいは最終的に評議で結論を出すんですけど、法廷ではやっぱりちょっとまだわかりにくかったところがあった、そういうこともなく、大丈夫でしたか。

(1番)

はい。

(司会者)

5番さんの事件、ちょっと複雑だったんですけど、どうですか。

(5番)

結局いろいろな証拠があっても、その証拠が確実かどうかというようなことも微妙なところもありましたし、いろいろな写真とか証拠みたいなものも確認して、判断していく上ではなかなかちょっと厳しかったのかなというような事件ではあったと思います。

(司会者)

弁護人のほうは何かありますか。

(弁護士)

たくさん御意見お聞きできまして、大変参考になりました。特に何かお聞きしたいということではないんですけれども、弁護人のほうでは特に書類、ビジュアル的に見やすいというところをまだ追求は足りないのかなと今日改めて皆さんの御意見をお聞きして実感しましたので、その点についてはまた弁護士会のほうに持ち帰って今後工夫していきたいと思っております。

(司会者)

では、これから裁判員裁判に参加する方々へのメッセージというところで、自分の経験を踏まえて、裁判員裁判についての感想的なものも含めて後に続く裁判員あるいは裁判員候補者である市民、国民、県民の皆さんに対して何かこういうことを言っておきたいみたいなことがあれば、ぜひお話しいただきたいというふうに思っております。では、1番さんからお願いいたします。

(1番)

迷っているならやったほうが良いと。皆さんのお話を聞いて、やっぱりやって後悔したという方は聞かないので、迷っているんだったらやるべきだし、これからどんどん制度が進んでいくにつれて条件も大分私たちが参加しやすいものになっていくと思うので、そうすれば参加する人も増えてどんどん、君もやったんだ、あなたもやったのという感じで国民というか、日本国民が全体的に参加しているというような状況になっていくんじゃないかなと思うので、迷っているなら参加しましょう

と思いました。以上です。

(司会者)

3番さん、お願いします。

(3番)

これをやり終えてから自分の周りで話せるときに裁判員になったよと話すと、みんな、えっ、言っちゃいけないんじゃないのって開口一番言われるんですけども、いや、やったことはいい、ただ審理のプロセスを話しちゃいけないだけで、あと公になったところは話していいんだよと言うと、みんな、あ、そうなんだというのと、やはりどなたかおっしゃっていましたが、どうやったら断れるのかということと言われる人もいますので、いや、ほとんどの場合は断れないからということをつけ加えて言って、私はたしかさっき言いましたように、ちょっと躊躇するかもしれないとは言ったんですけども、人にはやっぱりやってよかったというふうには言っています。本心やっぱりやってよかったと思っていますので、これがもっといい形でいろいろ皆さんが参加できるようになっていったらいいなと思っています。以上です。

(司会者)

4番さん、お願いします。

(4番)

3番の方と一緒に、裁判員をしたと言うとみんなに驚かれるんですけど、私はやはりそれぞれの方の性質、性格とかもあると思うんですけど、チャンスがあるんだったらやってもいいんじゃないかなと言います。私自身が何も知らない世界だったんですけど、とても勉強になりました。これもまたいろんなことに何かの折に自分の中で生かしていけるんじゃないかなという思いもあります。またもしそういうチャンスがあって自分の環境が許すのであれば、私はやるよとも言います。以上です。

(司会者)

では、5番さん。

(5番)

私もこういうような機会があれば、もう一度やってみたいなどは思います。ですから、やってよかったなと思っているんですけど、ただ大分厳しい裁判でもあったし、また今神奈川県の方で中1の例の裁判も裁判員裁判というようなことも聞くと、ああ、それ大変だななんて思う面もあるんですけど、裁判を、人が人を裁いていくというようなことを誰かがしなきゃならないということで、その経験をするということも必要だと思うので、ぜひやっていってもらいたいと思います。以上です。

(司会者)

では、6番さん。

(6番)

僕ももう一回やりたいなと、選ばれるうちはやっていきたいなというふうに思います。それと、今からなる人にやってもらいたいなという部分は結構あります。たくさんの方にやってもらいたいなという部分はあるので、それで行き会う度に俺やったんだよと言って、おまえらもやれやとは言ってはいるんですけども、裁判所というと怖がられる部分のほう結構多いんで、もう少し広い、そんなに怖いところじゃないよという話はしているんですけども、面倒だからと言って、それで片づけられている部分もあるんですけども、一生懸命やりなという部分を言って歩いて、会う人、会う人には言って歩いていきます。以上です。

(司会者)

では、7番さん、お願いします。

(7番)

自分もこの裁判員に選ばれた方々の話を聞いたりしていると、ほとんどの人は、自分も当然そうなんですけど、やってよかったなという意見がほとんどで、今まで自分もそうだったように、裁判所というと何か堅いイメージ、堅苦しい、本当に自分とかけ離れた世界と勘違いしていたんですけど、自分がこうやって経験して、こ

れをほかの友達だとか知人に自分が来れてよかったと思うというのも伝えることによつて多くの人にあれするんじゃないかな。自分が言った感想を多くの人に伝える、正直に伝えれば、こうやって実際経験した人がよかったなと思うくらいだから、もっともっと増えていくんじゃないかなと思います。以上です。

(司会者)

では、8番さん、お願いします。

(8番)

先ほど7番の方がおっしゃったように、裁判所は怖いとか、堅いとか、難しいとか、そういうイメージを世間の方々が持っていると思うんですけど、今日の意見交換会でよく私なんかでも理解したんですけど、裁判所、検察、弁護側のほうでは、法曹三者というんですか、その三者でこの制度をよくしていこうということで努力していますので、非常にそんな難しくなく、一つの事件に対して自分の意見を率直に言うだけですので、そんなに難しいことではないんだよということを今から裁判員になる方には伝えたいと思います。以上です。

(司会者)

9番さん、お願いします。

(9番)

今後裁判員に選ばれる方については、私が経験した中の話というところも入ってしまうんですけども、実際裁判ということにどれだけの人がかかわったりとか、時間がかかっているところと、あとはやはり理解してもらおうというところでいくと、ぜひやってもらったほうがいいのかというふうに私は思います。自分自身も最初は裁判員に選出されたタイミングで本当に嫌だななんて思っていたんですけども、実際やってみると、皆さんが言われているように、本当に人生の中でもう一回できるのであればちょっとやってみたいななんていう気持ちになるぐらいなので、それだけ本当に嫌な思い、やりたくないななんていう気持ちがある中でも、やはり実際に経験してみるとやってみようなんていう気持ちに変わるものというところを皆

さんにわかってもらえれば、今後この裁判員の裁判というところで裁判員候補者にしても、じゃ私が進んでやりましょうみたいな逆に制度とか、それはなかなか多分難しいのかもしれないですけども、本当に選ばれた人が断ることなく全員が私になってもいいですという気持ちになると、きっとよくなるのではないかと思いますので、そういうところに一部でも協力できればと思って今後もちよっと話を周りの方にしたいなと思いました。

(司会者)

皆さん、どうも貴重なお話ありがとうございました。次に、報道機関の皆さんから裁判員経験者の皆さんに質問したい点があれば質問していただきたいと思います。

(朝日新聞記者)

お疲れさまでした。裁判員の経験者の方に一点質問させていただきたいんですけども、裁判員に選ばれてからの周囲の配慮に、周囲からの理解について聞きたいんですけども、今日の話の中で裁判員の方皆さん1回裁判員を経験してみてよかったという感想を持たれた方が多い一方で、自分の自営の関係だとか、職場の関係で出席できないという方もたくさんいるなという印象を持ちまして、裁判員を経験してみてもこういう職場や家族から配慮があって助かっただとか、むしろこういう配慮が欲しかっただとか、そういった感想があれば教えていただきたいんですけども、よろしくをお願いします。

(司会者)

では、1番さんから順番にあれば簡単をお願いします。

(1番)

自分の職場は、皆さん理解がある方だったので、後押しをしてくださったことが多かったのです。非常に参加しやすかったです。また、実際選ばれたけど、自分は仕事の都合がどうしてもつかなくて出られなかったから、いい機会だから、行ってきなというふうに言ってくださった方もいました。以上です。

(司会者)

3 番さん。

(3 番)

私は、特に支障がなかったなので、そういうことはありません。

(司会者)

4 番さん。

(4 番)

私は家族の協力もあり、何にも支障なく進めることができました。以上です。

(司会者)

では、5 番さん。

(5 番)

私もそうです。仕事の段取りをつけるということは必要だったですけど、休みのほうは特別休暇ということで、今日は有休を使って来ていますが、そんなことで仕事も何とかできてよかったです。

(司会者)

6 番さん、お願いします。

(6 番)

僕の場合は、先ほど言ったように、上司が格好いいじゃんという、そういう話の中で始まって、こういうのが来たんだけどというのを見せたら、おう、格好いいじゃん、おまえ行ってこいと、そういう話の中で簡単に出していただきましたので、来ました。

(司会者)

7 番さん。

(7 番)

私の場合は、2 回来て、2 回仕事の関係ということでお断りしたんですけど、3 回目に時期がずれたので、それで比較的 1 週間以内の裁判だということであれしてくれたもので、出れまして、よかったですと思います。

(司会者)

8 番さん。

(8 番)

私の場合は、社長と息子で役員になっているもので、そんなに忙しくないもので、ある程度は理解しているというか、そんな何も支障はないんですけど、社長に言われたのは、ほかの従業員だったら困るなど言われたんです。それで、これは断れないのかなんて社長が言うもので、いや、これうちも就業規則の中に公務の場合は休ませなければならないということで記載されているし、労働基準法の中で休ませなきゃならないというのも決まっていることだから、これはだめですよ社長には言ったんですけど、うちの社長の認識がちょっと低かったので、そういう苦勞される方も中にはいらっしゃるのかなと思います。以上です。

(司会者)

では、9 番さん、お願いします。

(9 番)

今8番さんが言ったように、社内でも規則というものがあまして、その中でちょうど裁判員候補というところでは前例があったんですけど、裁判員までというところの前例というのがなく、会社としてもちょうどと言ったらいけないんですけど、その前例ができたということで、特に支障もなく休暇等、特別休暇という形で取得することができましたので、その辺は問題ありませんでした。

(朝日新聞記者)

ありがとうございました。

(共同通信記者)

関連するんですけども、お伺いしたいのが在任期間の長さに関してなんですけれども、裁判員裁判の中で過去最長の在任期間だったのが132日間、4か月半ぐらいの裁判が過去に、去年の3月にあったんですけども、これがちょっと長過ぎるんじゃないかというような話も出ている中で二つお伺いしたいのが、皆さんが仮に

4か月半の裁判員をすることになった場合にそれが可能かどうかというところを一点と、もう一点が最長でどれぐらいの長さまでが限界なんじゃないかなんていうのを伺えたらなと思います。

(司会者)

では、1番さんから。

(1番)

さすがに4か月半は、仕事はとても調整がつかないので、参加はできないと思います。最長ということですが、今回参加させていただいたのが、もともと予定が3週間近くだったんで、そこがもう限度かなと思います。以上です。

(司会者)

では、3番さん。

(3番)

やはり現実問題で4か月はちょっと長いなと思います。多分それだとお断りするような気がします。それから、今回は1週間ほどだったので、最長でも2週間か3週間が限度だとは思いますが。

(司会者)

4番さん。

(4番)

やはり4か月となるとお断りすることになるのかなと思います。仕事柄、自分が動かないと仕事にならないので、やはり10日から2週間が限界かなと思います。以上です。

(司会者)

5番さん。

(5番)

まず、一つはこの裁判員裁判というものが来たときにお断りをできないものという認識が私はあったんですけど、今ちょっと聞いて、断った人もいるというような

ことなので、その辺がまずちょっと疑問には一つ思うんですけど、ただまた4か月もしあったらということになると、仕事がもうできないので、どうするのかということ、それはまた考えなきゃならないと思うんですけど、まず私の疑問は仕事の関係で断ることもできるのかどうかという、今まではこれが来たらもうしようがないみたいな気持ちでいたんですけど、その辺がちょっと疑問に今思えたんですけど。

(司会者)

まず、辞退できる基準というのは、仕事の関係で言うと、まず自分が仕事についている仕事がずらせない、どうしてもこの時期にやらなきゃいけない仕事がある、それからその仕事について代われない、自分以外の人担当できない、要するに自分がどうしてもその時期にあるその仕事をしなきゃいけない。ただ、それを仮にしなかったとしても大きな影響がないんだったらやっぱり来てもらいますけど、その仕事を自分がずらせない、代われない、その仕事が自分が抜けることによって自分や自分の会社、自分の会社というか、ひいては自分なんですけど、自分に回復つかないような重大な損害を与えるときというようなときには辞退することができるということになります。ですので、自分の仕事をほかの人にかわってもらえたり、あるいはやらなきゃいけない仕事があるけども、その期間をちょっとずらして日程を調整すれば来れるんであれば来なければならないということになります。よろしいですか。

(5番)

はい、わかりました。

(司会者)

では、6番さん。

(6番)

4か月半毎日ですか。

(司会者)

事件にもよりますが、比較的長い事件になりますと週に3日とか4日とか来てく

ださいというのが多くなると思います。その事件がどうだったかわかりません。1週間丸々来なきやいけない日もあれば、少し休みが多い日もあるとか、そういうふうないろいろミックスされているのではないかなというのはちょっと想像なんですけども、通常は一定程度配慮することが多いとは思いますが。

(6番)

1週間出て3日ばかり休んでというような、そういうあれでしたら、4か月半僕はできると思います。6か月以内だったら何とかかなと思います。

(司会者)

7番さん。

(7番)

私の場合は、4か月半というとまず無理です。1週間程度です、できても。

(司会者)

8番さん。

(8番)

私も同じく4か月半となると、ちょっと難しいと思うんですが、私の中では10日ぐらいが限度なのかなと思っております。

(司会者)

9番さん。

(9番)

実質4か月半というところで、先ほど6番さんが言ったように、飛び飛びであればというところはちょっと検討の余地で、辞退するとかということの検討のところにはなってくると思うんですが、その飛び飛びということであれば4か月半私も6番さんと同じような形でやってもいいかなというか、会社にしてみればあれかもしれないんですけども、個人的な意見でいくと、やってもいいかなというところなんです。あと、できればというか、最長でできる範囲としては、やはり1か月以内かなんていうふうには思っています。

(共同通信記者)

ありがとうございました。

(司会者)

わかりました。よろしいですか。では、皆さん、ありがとうございました。最後に、選任のときから私から裁判員候補者の皆さんにお話ししていることでしたが、裁判員裁判の目的は重大な事件において裁判官だけではなくて、一般市民の方々にも協力していただき、よりよい裁判をする、より質の高い裁判をするというところにあります。本日いらしていただいた皆様のおかげで皆様の意見を参考にし、甲府でよりよい裁判が今後もできていければというふうに思っております。本日は、本当に貴重なお話をいただき、ありがとうございました。